

大阪市教育委員会告示第 5 号

次の施設について、大阪市立音楽堂条例（改正平成27年 2 月 25 日 条例第 16 号）第 3 条第 2 項に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条例第 3 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 11 月 21 日

大阪市教育委員会教育長 多 田 勝 哉

臨時休館

施設名	年 月 日
大阪城音楽堂	令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当）